

# 容器包装リサイクル法の概要

## 1 概要

「容器包装リサイクル法」は、私達が排出しているごみの約60%を占めている容器包装廃棄物の減量化を図り、そしてリサイクルを積極的に推進するために制定されました。

容器包装リサイクル法（正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）は、一般廃棄物最終処分場のひっ迫に対して、容積比で家庭ごみの約60%を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量及び資源の有効利用の確保を図る目的で平成7年に制定されました。

一般廃棄物の減量化を図る上で最も有効なのは、まず廃棄物の発生をできるだけ抑えることです。そして廃棄物として排出されたものをごみにするのではなく、再利用できる資源とすることです。

容器包装リサイクル法は、こうした考えを実践するために制定されました。

効果的なリサイクルシステムの確立のため、消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割を果たすことが求められています。

容器包装廃棄物の減量化やリサイクルの推進は、社会全体で取り組まなければ効果が上がりません。容器包装リサイクル法では、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化（リサイクル）するといった役割分担の下で効果的なリサイクルシステムを確立し、容器包装廃棄物の減量化、資源の有効利用に取り組んでいくことを基本としています。

